

# 令和8年度「さがオープンファクトリー推進事業費補助金」募集要領(1次募集)

令和8年3月19日

佐賀のものづくりを  
世界へ、未来へ



## 1 趣旨

若年層に「佐賀のものづくり」を身近に感じてもらうため、県内のものづくり企業等が自ら実施するオープンファクトリーの取組を推進することを目的に、「さがオープンファクトリー推進事業費補助金」の交付を希望する団体を募集します。

## 2 補助対象者

佐賀県内においてものづくりに携わる中小企業者、企業組合等(以下「ものづくり事業者等」という。)

### ○ 「中小企業者」

中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号のいずれかに該当する事業者を意味します。

業種 (主たる事業として営む事業)	中小企業者(下記のいずれかを満たすこと)	
	資本の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業、建設業、運輸業	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万以下	100人以下
小売業	5,000万以下	50人以下
その他の業種(上記以外)	3億円以下	300人以下

※ 次の①から③のいずれかに該当する中小企業者は補助対象者から除きます。

- ① 発行済み株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- ② 発行済み株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

### ○ 「企業組合等」

中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条第1項第6号から第8号に定める企業組合等を意味します。

- ① 企業組合
- ② 協業組合
- ③ 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、政令で定めるもの

## ○対象と認めるものづくり業務

(1) 総務省日本標準産業分類における「大分類 E 製造業」に規定する業務
(2) 有機又は無機の物質に物理的、化学的变化を加えた新たな製品の製造を行い、自社製品の販売を行う業務
(3) 製品企画等を業務とし、生産設備は持たないものの OEM 委託生産等により、自社製品の販売を行う業務

※次の(1)から(4)に該当する業務を行う業務は対象から除外します。

(1) 単に製品を選別する業務及び包装の作業を行う業務
(2) 土地に定着する工作物を建築する業務
(3) 自動車整備、機械等修理等を含む物品の整備・修理に係る技能・技術を提供するサービスを行う業務とし、以下の業務は対象から除外
① 船舶の修理、鉄道車両の修理又は改造(自家用を除く)を行う業務
② 航空機及び航空機用原動機のオーバーホールを行う業務
③ 金属機械又は金属加工機械をすえ付け、多種多様の機械及び部分品の製造加工と修理を行う業務
(4) 総務省日本標準産業分類「大分類 M 宿泊業、飲食サービス業」に規定された業務

## 3 募集する交付対象事業・補助率等

若年層が「佐賀のものづくり」に親しむことができるよう、県内ものづくり事業者等がオープンファクトリーを自ら実施するために環境を整備する取組とします。

なお、補助対象者は、当該オープンファクトリーを事業実施期間内に県内で実施する必要があります。

### ○補助率等

補助率：1/2以内

交付上限額：1社あたり上限 300 千円

### ○補助事例

- ・ オープンファクトリー会場を知らせる看板や誘導のためのパネル等の購入
- ・ 生産現場を安全かつ分かりやすく伝えるための紹介動画の作成
- ・ 参加者送迎バスのレンタル費用
- ・ ものづくり体験教室を実施するために必要な工具等の購入
- ・ チラシや SNS 等によるオープンファクトリーのプロモーション

#### 4 募集期間及び補助対象期間

次表のとおり補助対象となる事業期間を設定します。

交付決定日より前に発注又は購入、契約等を実施したものに係る経費については補助対象となりませんので注意してください。

	募集期間(申請受付期間)	補助対象となる事業期間
1次募集	令和8年4月1日(水曜日)から 令和8年4月24日(金曜日)まで	交付決定日から 令和9年3月31日(水曜日)まで

※ 申請は受付を行った順に対応するものとし、募集期間内であるかに関わらず、全体の補助金申請額が県予算額に達した時点で受付を終了し、その場合2次募集は行いません。受付終了の場合は、佐賀県ものづくり産業課のホームページにてお知らせします。

#### 5 補助対象経費

##### (1) 補助対象経費

オープンファクトリーの環境整備に係る費用

表1 補助の対象となる経費(括弧書きは具体例)

区分	区分の内容
会場設営費	会場装飾費(看板、パネル等)、照明・音響・映像関係費、見学・体験コンテンツ制作費(機械模型、紹介動画作成等)
使用料	資機材等の使用料(工具、ヘルメット、ガイド用イヤホンマイク、ウェアラブルカメラ、タブレット等)、補助事業者が負担するバス等レンタル費
備品購入費	資機材等の購入費(工具、ヘルメット、ガイド用イヤホンマイク、ウェアラブルカメラ、タブレット等)
広告宣伝費	SNS等のプロモーションに係る経費(新聞・SNS広告費等)、ホームページ作成・改修費
印刷費	チラシ、ポスター、パンフレット等制作費
保険料	補助事業者が負担するイベント保険料(傷害保険)
消耗品費その他費用	消耗品費、その他知事が必要と認める経費(ものづくり体験キット、自社バスのガソリン代等)

以下に示す事業は、補助事業の対象とはなりません。また、交付決定後に判明したときは、交付決定が取消しになります。

ア 国若しくは地方公共団体又は民間団体等が実施する補助事業・委託事業等の採択や支援を受けている事業

イ 事業の企画のみを行い、他社の課題解決のために補助を受けようとする事業

ウ 公序良俗に反する事業

エ 慈善事業への寄付を目的とした事業又は宗教的若しくは政治的宣伝意図を有する事業

オ 参加者が特定の人に限られ、広く一般に公開されない事業

カ 特定の商品を販売するなど、営利を主な目的とした事業

交付決定日以降から補助対象期間内に自ら支払った経費であることが銀行振込明細書、領収書等により確認できるもののみ、対象経費とします。

## (2) その他留意事項

補助金は、税金を活用して事業を行うことから、県の検査の対象となります。

次の点を留意し、事務の実施について適切に対応してください。

- 要綱を熟読してください。
- 交付申請の提出以降、県とやり取りした文書は、全て補助事業を実施した会計年度の次年度から5年間保存してください。
- 対応がわからないときは、問題が発生した時や契約等を締結する前に必ず事務局へご相談ください。
- 補助事業目的以外への転用を行うときは、財産処分の手続きが必要となる場合があります。予め事務局に相談してください。
- 備品を購入したときは、購入した備品がさがオープンファクトリー推進事業費補助金により購入した物品であることを示すシールを全ての備品に貼付してください(付属された消耗品に類するものには不要ですが、長期にわたって使用を続ける物品には貼付してください)。システム等の物品がない場合については、システムの取扱説明書等、納品とともに付属された将来的に保存する資料に貼付してください。
- 令和9年3月末までに実施完了するオープンファクトリーである必要があります。本補助金に係る事業の「完了」とは、事業本体とその精算業務が終了することを指します。事業本体が終了したら、速やかに精算手続きを行い、期限までに実績報告をしてください。
- オープンファクトリーに係る取組は、県において一体的に広報を実施する予定です。交付決定後、事務局よりご連絡します。

○ 経費を執行する上での留意事項

**【全ての補助対象経費区分において遵守してください】**

補助事業において支出した経費は、基本として、見積書や業務委託契約書、納品書、委託事業者からの完了報告書、請求書、支払を証する資料、事業者内における意思決定資料(稟議書等)等全ての関連書類を、特定の簿冊に整理し保存してください(保存期間は、事業を実施した会計年度の次年度から5年間とします)。

表2 補助の対象となる経費(表1再掲、事務的な留意事項を追加)

区分	区分の内容
【共通】	<p>○ 一度の取引において(一度の見積書において取引するときを想定)、その<u>税込購入金額が 20 万円以上のときは、2社以上の見積り合わせ</u>を行うことにより購入する事業者を選定してください。</p> <p>○ 「<u>佐賀県ローカル発注促進要領</u>」に基づき、補助金の交付を受ける事業者は、<u>県内の事業者を優先的に活用することとされています。県外の事業者から調達するときは、当該事業者が発注等契約に類する行為を行う前までに理由書を提出しなければなりません</u>(様式第1号及び第2号)。</p> <p><b>【県内事業者の定義】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内に本店を有する者</li> <li>・ 県内に支店等を有し県内支店等に勤務する従業員比率が 50%以上の者又は県内支店等に勤務する従業者数が 50 人以上の者</li> <li>・ 誘致企業</li> <li>・ 国等の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第2条第4項に規定する「障害者就労施設等」(県内に所在する者に限る)</li> </ul> <p>○ 見積り合わせを実施することができないとき(納入可能な事業者が1社のみであり、どうしても2社以上から見積書を徴することができないとき)は、「<u>一社随意契約理由書</u>」を作成し、<u>事前に事務局に相談してください</u>(様式第3号)。</p> <p>○ 業務委託により実施する場合、補助事業に関係のある内容を対象とし、<u>補助対象期間内に業務委託が開始されたもの</u>を補助対象とします。</p> <p>○ 業務委託契約書を締結する場合は、<u>業務委託する内容及び業務委託に要する経費の積算がわかる資料(見積書等)を業務委託契約書内に添付又は付属資料として取得</u>してください。</p>
会場設営費	会場装飾費(看板、パネル等)、照明・音響・映像関係費、見学・体験コンテンツ制作費(機械模型、紹介動画作成等)

使用料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資機材等の使用料(工具、ヘルメット、ガイド用イヤホンマイク、ウェアラブルカメラ、タブレット等)、補助対象者が負担するバス等レンタル費</li> <li>・参加者が負担する自家用車や公共交通機関による交通費は、補助対象の経費から除外</li> </ul>
備品購入費	資機材等の購入費(工具、ヘルメット、ガイド用イヤホンマイク、ウェアラブルカメラ、タブレット等)
広告宣伝費	SNS等のプロモーションに係る経費(新聞・SNS広告費等)ホームページ作成・改修費
印刷費	チラシ、ポスター、パンフレット等制作費
保険料	補助対象者が負担するイベント保険料(傷害保険)
消耗品費その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消耗品費、その他知事が必要と認める経費(ものづくり体験キット、自社バスのガソリン代等)</li> <li>・消耗品の購入する量は必要最小限にとどめ、補助事業終了時に使い切ることを原則とし、補助事業終了時での未使用残存品は補助対象から除外。</li> </ul>

## 6 申請方法及び補助対象事業の決定方法

### (1) 申請に必要な書類

佐賀県補助金等交付規則及びさがオープンファクトリー推進事業費補助金交付要綱に基づき、以下の書類をご提出ください(クは必要に応じてご提出ください)。

- ア 申請前自己チェックリスト
- イ 交付申請書(要綱様式第1号)
- ※ 押印は不要です。
- ウ 補助事業計画書(要綱様式第1号別紙1)
- エ 事業収支計画書(要綱様式第1号別紙2)
- オ 誓約書(要綱様式第1号別紙3)
- カ 会社概要がわかるパンフレット等
- キ 見積書等積算額がわかる資料
- ク 理由書(様式第1号~第3号)

### (2) 申請書類の入手方法

各様式(上記ア~オ、ク)は佐賀県ものづくり産業課ホームページからダウンロードできます。

インターネットを利用できない方は、「7 窓口・問合せ先」へご相談ください。

### (3) 申請書類の提出方法

「4 募集期間及び補助対象期間」に記載の募集期間内に、佐賀県ものづくり産業課ものづくり推進担当まで持参、郵送、電子メールのいずれかにより提出してください。

※募集期間最終日の午後5時必着

### (4) 補助対象事業の決定方法について

さがオープンファクトリー推進事業費補助金交付要綱の要件を満たす事業者に対して、予算額を上限として交付決定を行います。

## 7 窓口・問合せ先

申請方法、対象事業の要件、対象経費など、ご不明の点がございましたら、以下までお問合せください。

佐賀県 産業労働部 ものづくり産業課 ものづくり推進担当

住所 〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号

電話 0952-25-7421 電子メール [monodukurisangyou@pref.saga.lg.jp](mailto:monodukurisangyou@pref.saga.lg.jp)

ホームページ <https://www.pref.saga.lg.jp/>

## 【チェックシート】

<各項目におけるチェック欄に○を付けてください>

番号	確認事項	チェック
1	要綱第2条第1号ア・イに規定するものづくり事業者等か	
2	佐賀県内において生産や研究開発、製造企画等の事業又は業務を行う事業所を有しているか	
3	佐賀県内において事業実施期間内にオープンファクトリーを実施する予定であるか	
4	補助対象者が主催又は共催するものか	
5	本補助金を活用して、これまで実施していた活動よりも規模や質において一歩進んだ企画となっているか	
6	慈善事業への寄付を目的とした事業又は宗教的若しくは政治的宣伝意図を有する事業ではないか	
7	参加者が特定の人に限られ、広く一般に公開されない事業ではないか	
8	特定の商品を販売するなど、営利を主な目的とした事業ではないか	
9	令和9年3月末までに事業が完了するか	
10	他の団体等が実施する補助事業・委託事業の交付の決定を受けているとき、本事業の補助対象経費と重複が判明した場合、交付決定の取消しとなることを了解しているか	
11	佐賀県警察本部へ照会した結果、要綱第3条第2項各号及び第3項のいずれかに該当することが判明したときは、交付決定を受けられないことを了解しているか	
12	事業実施期間以前に実施（完了）した活動に係る経費が計上されていないか	
13	見積書等が添付されているか	
14	要綱第8条第3号に基づき、県外の事業者から調達する場合や2社以上から見積書を調達できない場合で条件に該当する場合は、理由書を添付しているか	
15	要綱第3条第2項各号及び第3項に該当しないことを確認するための誓約書を添付しているか	